

宍粟市教育委員会告示第4号

宍粟市学童保育所要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成28年3月18日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市学童保育所要綱の一部を改正する要綱

宍粟市学童保育所要綱（平成25年宍粟市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

下三方あおぞら学童 保育園	宍粟市立下三方幼稚園内	おおむね20人	あずかり保育・ 学童保育
三方げんき学童保育 園	宍粟市立三方幼稚園内	おおむね30人	あずかり保育・ 学童保育
繁盛どんぐり学童保 育園	宍粟市立繁盛幼稚園内	おおむね20人	あずかり保育・ 学童保育

を

」

「

一宮北学童保育所	旧宍粟市立三方小学校内	おおむね30人	学童保育
三方げんき学童保育 園	宍粟市立三方幼稚園内	おおむね30人	あずかり保育

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。